

厚生労働省
東京労働局発表
平成23年1月20日

担 当	東京労働局労働基準部
	監督課長 松田 明
	監察監督官 宮崎 正行
	電話 03 (3512) 1612 (内線 6410)

墜落・転落防止を重点に260箇所の建設現場を 一斉監督指導

- 東京労働局管内では、平成22年において、建設業における死亡災害が増加している。
このため、管下18労働基準監督署において、年末の12月に建設業の一斉監督を実施した。
- 監督実施260現場のうち58.5%に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
- 特に、足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が多く認められた。

1 一斉監督指導の実施

東京労働局（局長 東 明洋）管内では、平成22年に入って、建設業における死亡災害が**24件**（同年12月31日現在速報値）発生し、**前年同期比4件**の増加となっている（参考1参照）。

この増加傾向に歯止めをかけるため、管下18労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対して、一斉に立ち入りし、監督指導を実施した。

- ① 対象 都内の建設工事現場 **260現場**
- ② 期間 平成22年12月1日から12月10日

2 監督指導実施結果

一斉監督指導の結果は以下のとおりである。

(1) 違反状況

表 1 建設現場違反状況

	合 計	現場別内訳			
		建築	土木	解体	その他
現 場 数	260	233	9	2	16
法令違反現場数	152	140	4	0	8
(違反率)	(58.5%)	(60.1%)	(44.4%)	(0.0%)	(50.0%)
作業停止等命令現場数	34	33	1	0	0
(法令違反現場数に対する割合)	(22.4%)	(23.6%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)

ア 260現場の58.5%に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した260現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は152現場（58.5%）であった。

主な違反事項として、

- ① 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が98現場
- ② 元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注1）が58現場

で認められた（表2参照）。

なお、足場の作業床からの墜落・転落災害防止に関する違反現場43現場のうち、18現場においては、そもそも足場に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、25現場においては、平成21年6月1日の労働安全衛生規則改正により新たに義務づけされた従来の手すりに加えた中さん又は下さん等の手すり等が設置されていなかった。

（注1） 「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、たとえば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

イ 34現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた34現場（法令違反が認められた現場の22.4%）に対しては、作業停止又は立入禁止を命令する行政処分を行った（表1参照）。

(2) リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等（注2）の取組状況は、

- ① 実施している現場 215現場（82.7%）
- ② 実施していない現場 45現場（17.3%）

であった。

（注2） リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合（リスク）に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施

するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

(リスクアセスメント等の仕組み概要)

- ① 現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。
- ② 各危険箇所等について、危険の度合い（リスク）を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。
- ③ 優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。
- ④ 改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。
- ⑤ 講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする（①に戻る。）。

3 今後の方針

東京労働局の第11次労働災害防止計画（平成20年度～24年度）においては、建設業を重点業種と位置づけており、特に当該業種における「墜落・転落」による労働災害の防止を最重点課題としている。

前述のとおり、平成22年における建設業の労働災害が増加し、また、今回の一斉監督指導においても、労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められた。

建設工事現場に対する監督指導をさらに強化するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針である。

また、法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者や労働災害を隠すなど悪質な事業者等については、送検手続をとってきたところである（参考2参照）が、今後とも厳正に対処することとしている。

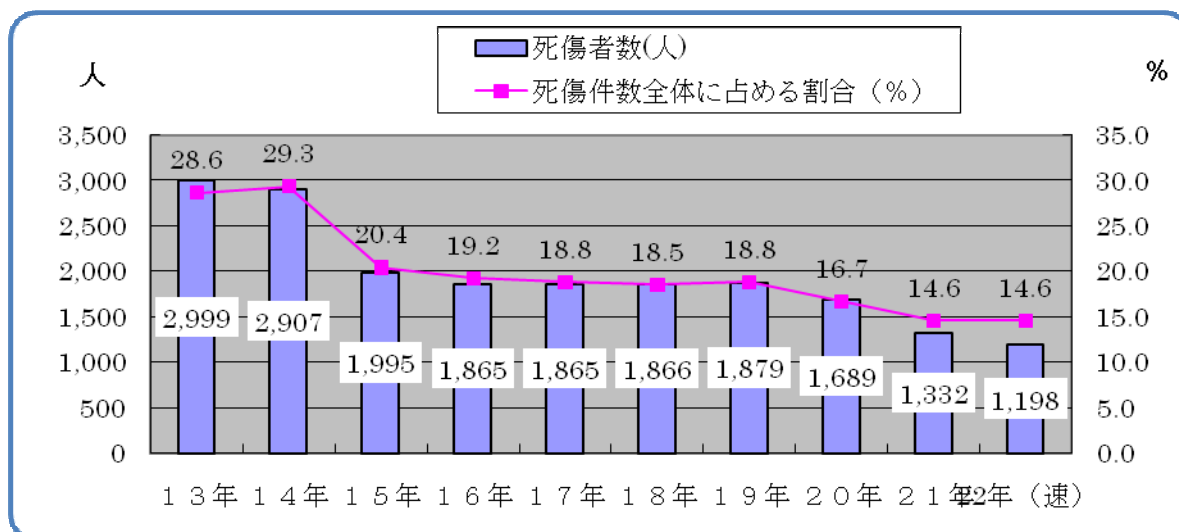
表2 事項別違反状況

(* 安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略)

違反事項	違反現場数 (違反率)	主な内容
<p>【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係</p>	<p>98 (37.7%)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>① うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 ・・・18</p> <p>② うち下さん・中さんがなかった現場数 ・・・25</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高所(2m以上)作業における安全带不使用(安衛則 518条第2項、519条第2項) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し(安衛則 519条第1項、653条) ・高所作業箇所で安全带取付け設備無し(安衛則 521条) ・足場の作業床未設置、手すり等無し(安衛則 563条、655条)
<p>【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係</p>	<p>58 (22.3%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 29条、29条の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 30条)
<p>【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係</p>	<p>12 (4.6%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない(安衛則 240条) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則 242条) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則 245条)
<p>【クレーン・建設機械】 クレーン・建設機械作業における危険の防止関係</p>	<p>5 (1.9%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンに吊り上げられた吊り荷の下への立入禁止未実施(クレーン則 74条の2) ・建設機械への接触防止未実施(安衛則 158条) ・特定自主検査の未実施(安衛則 169条の2) ・建設機械の作業計画を定めていないこと(安衛則 155条)

〔参考1〕建設業における労働災害発生状況

○ 建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）

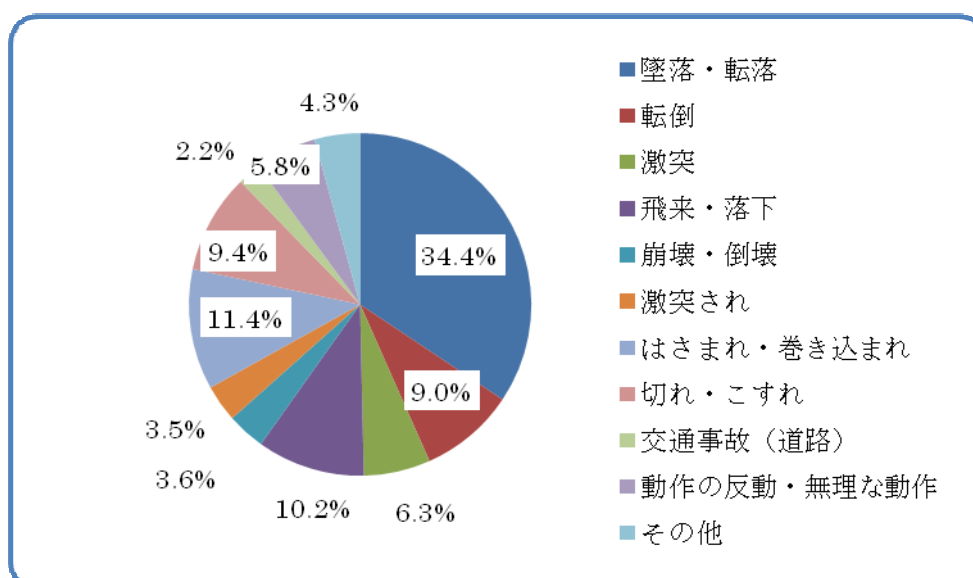


○ 平成18年以降の建設業における労働災害の推移（東京都）

	18年	19年	20年	21年	22年 (速報値)
死傷災害	1866	1879	1689	1332	1198
うち墜落・転落 (割合・%)	665 (35.6%)	677 (36.0%)	601 (35.6%)	458 (34.4%)	412 (34.4%)
死亡災害	41	42	38	20	24
うち墜落・転落 (割合・%)	23 (56.1%)	27 (64.3%)	16 (42.1%)	10 (50.0%)	15 (62.5%)

○ 平成22年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計1198人（速報値）



〔参考2〕平成22年における建設業の送検事例

事例1（平成22年6月送検）

型枠解体作業での労災かくしで建設会社らを書類送検

渋谷労働基準監督署は、建設会社及び同社の取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

<事件の概要>

被疑会社は、建築工事の型枠解体を請け負う建設工事業者であるが、平成20年9月25日、東京都世田谷区の大学校舎新築工事現場において、型枠解体作業中、労働者の膝に釘が刺さる災害を発生させた。

当該労働者は12日間休業したが、被疑会社は、労働者死傷病報告書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。

事例2（平成22年10月送検）

アースドリル転倒災害に関し書類送検

中央労働基準監督署は、基礎工事専門業者と同社の職長を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

<事件の概要>

平成21年4月14日、東京都千代田区内のマンション新築工事現場の基礎工事において、被疑者は、くい穴に建て込んだ重さ10.46トンのケーシングをアースドリルで引き抜くに際し、当該アースドリルの最大使用荷重を守らずに、作業を行わせたもの。

その結果、アースドリルが転倒し、アースドリルの運転手が負傷すると共に、歩行者2名が死傷し、隣接する国道を通行していたトラックの搭乗者3名が負傷したものの。

事例3（平成22年10月送検）

屋根改修工事現場でスレート葺屋根を作業員が踏み抜き、墜落し死亡
下請板金工事業者等を書類送検

池袋労働基準監督署は、スレート葺屋根改修工事を施工した板金工事業者と工事現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁へ書類送検した。

<事件の概要>

平成 22 年 5 月 30 日，東京都練馬区内の工場の屋根改修工事において派遣労働者がスレート葺屋根上で屋根材の運搬作業を行っていたところ，同労働者が屋根を踏み抜いて高さ 8.4 メートルから墜落し，死亡する災害が発生した。

被災労働者の作業は，スレート葺屋根上での運搬作業であり，踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあり，幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設ける等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないことが労働安全衛生法で定められているにもかかわらず，被疑者は歩み板を設けることなく労働者に作業をさせていたものである。

事例 4（平成 22 年 12 月送検）

地下道建設工事現場の土砂崩壊で書類送検

三鷹労働基準監督署は，地下道建設工事現場で発生した土砂崩壊事故に関連して，施工業者 3 社及び 3 社の現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で，東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

<事件概要>

平成 21 年 10 月 30 日午前，東京都西東京市内で施工していた地下道建設工事現場において，掘削作業を行っていた二次下請の労働者が崩壊した土砂に生き埋めとなり，救出後の翌 31 日に死亡する災害が発生した。

労働安全衛生法では，トンネル内の掘削面が土砂崩壊するおそれがある場合には，土止めを設けるなど土砂崩壊の危険を防止する措置を講じることが定められているが，二次下請の現場責任者が，これらの措置を講じることなく，作業を行わせていたもの。

また，事故発生の前日にも，一次下請の現場責任者が同様に土止めを設けるなど土砂崩壊の危険を防止する措置を講じることなく別の労働者を同場所で作業させ，元請もこれを黙認していたことから，それぞれの違反について送検したものである。